

第四百十五回国会 衆議院 議院運営委員会図書館運営小委員会議録 第一号

本小委員会は平成十一年一月十九日(火曜日)委員会において、設置することに決した。

一月二十一日

本小委員会は委員長の指名で、次のとおり選任された。

岸田 文雄君 熊代 昭彦君
河本 三郎君 砂田 圭佑君
棚橋 泰文君 赤松 広隆君
島 聡君 旭道山和泰君
西川太一郎君

一月二十一日
赤松広隆君が委員長の指名で、小委員長に選任された。

平成十一年三月二十六日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席小委員

小委員長 赤松 広隆君

岸田 文雄君 熊代 昭彦君
河本 三郎君 砂田 圭佑君
棚橋 泰文君 島 聡君
旭道山和泰君 西川太一郎君
小委員外の出席者
議院運営委員 東中 光雄君
議院運営委員 島山健治郎君
国立国会図書館 戸張 正雄君

三月二十六日

小委員砂田圭佑君二月二日委員辞任につき、その補欠として砂田圭佑君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日

小委員島聡君二月九日委員辞任につき、その補欠として島聡君が委員長の指名で小委員に選任

された。

同日
小委員西川太一郎君二月十九日委員辞任につき、その補欠として西川太一郎君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日

小委員棚橋泰文君同月四日委員辞任につき、その補欠として棚橋泰文君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国立国会図書館法の一部改正の件

国立国会図書館組織規程の一部改正の件

国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件

納本制度調査会規程の一部改正の件

○赤松小委員長 これより図書館運営小委員会を開会いたします。

本日は、国立国会図書館法の一部改正の件、国立国会図書館組織規程の一部改正の件、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件、納本制度調査会規程の一部改正の件について御協議をお願いいたします。

順次、戸張図書館長の説明を求めます。

○戸張国立国会図書館長 国立国会図書館法の一部改正の件外三件について御説明いたします。

第一に、国立国会図書館法の一部改正の件であります。これは、国立国会図書館における図書館奉仕を改善するため、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に関する規定を整備するとともに、児童書に関する図書館奉仕を国際的な連携のもとに行う支那図書館として国際子ども図書館を置くこととするものであります。

なお、この法律のうち、国際子ども図書館の設

置に係る部分につきましては、平成十二年一月一日から施行することとしております。

第二に、国立国会図書館組織規程の一部改正の件であります。これは、ただいま御説明いたしました国際子ども図書館の設置等に関する規定の整備に伴い、国立国会図書館の組織等につきましても、所要の規定の整備を行うものであります。

第三に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件であります。これは、ただいま御説明いたしました国際子ども図書館の設置に伴い、平成十二年一月から国立国会図書館職員の定員を十一人ふやし、八百六十人とするものであります。

第四に、納本制度調査会規程の一部改正の件であります。これは、納本制度調査会に、国立国会図書館納入出版物代償金審議会を統合し、名称を納本制度審議会とする等所要の規定の整備を行うこととするものであります。

以上でございます。よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

納本制度調査会規程の一部を改正する規程案
(本号末尾に掲載)

○赤松小委員長 これより懇談に入ります。

(午前十時三十三分懇談に入る)

(午前十時三十六分懇談を終わる)

○赤松小委員長 これにて懇談を閉じます。

それでは、国立国会図書館法の一部改正の件、国立国会図書館組織規程の一部改正の件、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件、納本制度

調査会規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案をそれぞれ小委員会の案と決定するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤松小委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本日の議院運営委員会において、以上の審査の経過並びに結果を私から御報告いたしますので、御了承願います。

最後に、図書館長から、今後のことについて報告したい旨あらかじめ申し出がありましたので、これを許可いたします。

○戸張国立国会図書館長 今回の法律改正をお認めいただいた後の話でございますけれども、国際子ども図書館につきましましては、来年、平成十二年五月五日に開館を予定しております。そのため、式典、記念の展示、記念のシンポジウムといったものを現在計画いたしております。詳細に決まりましたら、御報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○赤松小委員長 本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十八分散会

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
国立国会図書館法(昭和二十二年法律第五号)の

一部を次のように改正する。
第二十一条中「蒐集資料」を「収集資料」に、「左

の」を「次の」に改め、同条第一号中「貸出」を「貸出し」に、「並びに」を「及び」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三号中「印刷した目録票又はその他

の」を「作成した」に改め、同条第四号中「綜合目

録」を「総合目録」に、「連繫」を「連係」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く。

国際子ども図書館に国際子ども図書館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。

国際子ども図書館長は、館長の命を受けて、国際子ども図書館の事務を掌理する。

附則

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに同条第一号、同条第三号及び同条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 国会職員法昭和二十二年法律第八十五号の一部を次のように改正する。

第三十六条中「及び館長が指名する局長若しくは部長」を、「局長、部長及び国際子ども図書館長」に、「当る」を「当たる」に改める。

理由

国立国会図書館における図書館奉仕を改善するため、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に関する規定を整備するとともに、児童書に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として国際子ども図書館を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。目次中「支部上野図書館」を「国際子ども図書館」

に改める。

第二条第一項第十七号中「支部上野図書館」を「国際子ども図書館」に改める。

第四条中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十四号とし、同条第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 博士論文の整理並びに博士論文の目録の作成及び出版に関すること。

第五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第二号中「その他の資料」の下に「(国際子ども図書館に所屬するものを除く。)」を加える。

第七条第六号中「国会分館所屬の」を「国会分館、国際子ども図書館及び支部東洋文庫に所屬する」に改める。

第八条第二号中「研修」の下に「(国際子ども図書館において行うものを除く。)」を加え、同条第六号中「協力」の下に「(収集部及び国際子ども図書館において行うものを除く。)」を加え、同条第七号中「図書館資料」の下に「(国際子ども図書館に所屬するものを除く。)」を加える。

「第二章 支部上野図書館及び支部東洋文庫」を「第二章 国際子ども図書館及び支部東洋文庫」に改める。

第十条を次のように改める。

第十條 国際子ども図書館は、東京都台東区上野公園に置く。

2 国際子ども図書館においては、次の事務をつかさどる。

一 館長の定める児童書(館法第二十二條第一項に規定する図書及びその他の図書館資料をいう。以下この項において同じ。)及びその関連資料の整備、保管及び利用に関すること。

二 前号の児童書及びその関連資料のうちアジア及び中東の諸言語による外国語資料の整理

に關すること。

三 第一号の児童書及びその関連資料の複写に關すること。

四 児童書に關する目録及び書誌の作成及び出版に關すること。

五 児童書に關する図書館奉仕の調査及び研究並びに研修に關すること。

六 児童書に關する図書館奉仕に係る図書館、図書館關係団体等との連絡及び協力に關すること。

第二十三條の次に次の一條を加える。

(国際子ども図書館長)

第二十三條の二 館法第二十二條第二項の国際子ども図書館長は、司書のうちから命ずる。

第二十四條の見出しを「支部東洋文庫長」に改め、同条中「支部図書館」を「支部東洋文庫」に、「支部図書館長」を「支部東洋文庫長」に改める。

第二十五條第一項中「及び国会分館」を、「国会分館及び国際子ども図書館」に改める。

第二十八條第一項中「及び支部上野図書館」を削り、同条第二項中「又は支部上野図書館」を削る。

附則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日(平成十一年一月一日)から施行する。ただし、第五條の改正規定は、同法中第二十一條第三號の改正規定の施行の日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

納本制度調査會規程の一部を改正する規程案

納本制度調査會規程の一部を改正する規程

納本制度調査會規程(平成九年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条中「出版に係る社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な国内刊行出版物の収集を行うことの緊要性にかんがみ」を削り、「昭和二十三年法律第五号の下に」を削り、「以下法」というを加え、「につき必要な改革の推進」を「の改善及びその適正な運用」に、「納本制度調査會(以下調査會)」を「納本制度審議會(以下審議會)」に改める。

第二条第一項中「調査會」を「審議會」に改め、「重要事項」の下に「及び法第二十五條第三項に規定する代償金の額に関する事項」を加え、同条第二項中「調査會」を「審議會」に改め、「規定する」の下に「納本制度に関する事項」を加え、「重要事項」の下に「及び代償金の額に関する事項」を加える。

第三条中「調査會」を「審議會」に、「十五人」を「二十人」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 委員は、非常勤とする。

第五条第一項及び第二項中「調査會」を「審議會」に改める。

第六条第一項中「調査會」を「審議會」に改め、同条に次の一項を加える。

4 専門委員は、非常勤とする。

第七条第一項を次のように改める。

審議會に、その所掌事務に係る事項のうち、法第二十五條第三項に規定する代償金の額に関する事項を担当させるため、代償金部會(以下「部會」という)を置く。

第七条第二項中「及び専門委員」を削り、「会長」を「館長」に改め、同条第三項中「その部會に屬する委員のうちから、会長がこれを指名する」を「部會に屬する委員の互選によつてこれを定める」に改める。

第十条中「調査會」を「審議會」に改め、同条を第

十一 条とする。

第九 条中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十 条とする。

第八 条中「調査会」を「審議会」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

第八 条を第九 条とし、第七 条の次に次の一条を加える。

第八 条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができ

附 則

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

2 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三 条中「出版関係者その他の知識経験ある者の意見を徴し」を「納本制度審議会に諮問し」に改める。

3 国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四 条第十八号中「納本制度調査会」を「納本制度審議会」に改める。

平成十一年四月一日印刷

平成十一年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局